

令和7年度

浅瀬石川二期農業水利事業

中泉幹線排水路（その7）工事

特 別 仕 様 書

第1章 総則

浅瀬石川二期農業水利事業中泉幹線排水路（その7）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、浅瀬石川二期地区土地改良事業計画に基づき、中泉幹線排水路の改修を行うものである。

2 工事場所

青森県北津軽郡鶴田町瀬良沢地内他

3 工事概要

本工事の概要は以下のとおりである。

1) 施工対象延長 排水路延長 L=669.91m

施工始点 No. 17+27.59

施工終点 No. 30+47.50

内 訳

矢板護岸工 (No. 27+49.80～No. 30+47.50) L=147.70m

法覆護岸工 (No. 17+27.59～No. 27+49.59) 641m² (L=522.00m)

仮設工 1式

4 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1 工期

- (1) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている243日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－2と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

- (2) 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の

着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の翌日から令和8年3月10日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

2 工事着手時期

本工事の着手時期は、令和7年7月中旬以降を想定しているが、具体的な着手時期は監督職員が指示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、別途監督職員と協議するものとする。

3 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等88日を見込んでいる。

なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。

4 現場技術員

本工事に、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する。氏名等については別に通知する。

第4章 現場条件

1 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土及び砂質土を想定している。

2 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

中泉幹線排水路改修工事（工期（予定） 令和7年7月～令和9年3月）

中泉幹線排水路（その6）工事（工期（予定） 令和7年7月～令和8年3月）

中泉幹線排水路（その8）工事（工期（予定） 令和7年7月～令和8年3月）

3 第三者に対する措置

（1）騒音及び振動対策

騒音及び振動の対策については、十分配慮するとともに、地域住民と協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

（2）保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

- 2) 交通誘導警備員は、別図-1に示す位置に配置することとし、次表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備考
五所川原広域農道 (米マイロード)	1名/日	昼間	無	交通誘導警備員B
鶴田町町道 (中瀬橋)	1名/日	昼間	無	交通誘導警備員B

(3) 交通対策

- 1) 中瀬橋はT-14荷重となっているので、本荷重を超えた車両の通行は出来ない。
- 2) 進入路は関連工事においても使用することから、通行に当たっては受注者間で調整を行わなければならない。
- 3) 工事資材等の運搬において、一般の交通に支障とならないよう留意するとともに、事故防止に努めなければならない。なお、公共道路の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるものとする。

4 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-44に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

5 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線上空施設の安全対策については、共通仕様書第1編1-1-36及び3-2-2のとおり必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議が必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1 工事用道路等

(1) 工事用道路

- 1) 受注者は、図面にに基づき、工事用道路を整備しなければならない。また、舗装されている道路については使用前に路面状況を確認し、監督職員に報告しなければならない。
- 2) 工事期間中は一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。なお、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3) 本工事で使用する第1号進入路及び第3号進入路（隅切り及び待避所を含む。）は関連工事にて施工することとしている。

第1号進入路は10月、第3号進入路は8月までの施工完了を想定しているが、具体的な施工完了時期については施工前に関連工事の受注者及び監督職員と打合せを行ったうえで、決定するものとする。

(2) 車廻し

工事用車両の転回場所として、車廻しを右岸に1か所、左岸に1か所計上しており、受注者は設置場所について監督職員と協議しなければならない。

(3) ほ場の水口等

受注者は、工事用道路等を整備する前に現地調査を行い、工事用道路等の整備の支障となる水口等がないか確認し、工事用道路等の整備に支障となる水口等があった場合には、監督職員に報告した上で対応を協議しなければならない。

(4) 仮畦畔の撤去

本工事に係る仮畦畔は関連工事にて設置するものとしている。撤去は本工事で行うものとするが、関連工事との調整により変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

2 仮締切工

受注者は、矢板護岸工施工時に大型土のうにて仮締切を行うものとし、水路内作業については十分に安全に配慮した上で行うものとする。また、大型土のうについては、土砂仮置場の土砂を用いて作成するものとし、本工事完了後、中詰め土は土砂仮置場へ搬出するものとする。現場状況により変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

3 土砂仮置場

土砂仮置場は、図面に示す箇所とし、場所、使用目的、土砂仮置場への搬出及び土砂仮置場からの搬入予定量は次表のとおりである。工事現場内の掘削土と工事用道路盛土材は、監督職員の指示により土砂仮置場に分けて、搬出・整地するものとする。なお、土砂仮置場は関連工事と共用して使用するため、使用に当たっては監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議しなければならない。

場所	使用目的	搬入予定量	搬出予定量	備考
紅葉仮置場 (五所川原市大字原子字紅葉)	掘削土	—	175m ³	
	埋戻・盛土等	121m ³	—	
	工事用道路盛土等	974m ³	818m ³	
	大型土のう中詰め土等	28m ³	28m ³	
沿川仮置場 (北津軽郡板柳町夕顔関長田)	張ブロック	641m ²	—	支給品

4 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定しているが、現場状況により変更が必要な場合は、排水量を確認し監督職員と協議するものとする。

施工場所	排水量	備考
矢板護岸工	0~7m ³ /h未満/箇所	

5 除雪工

除雪は降雪深が 10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施内容（降雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。なお、除雪工は実績により変更する。

紅葉仮置場の除雪が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用地等

1 工事用地等の確保について

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図－2に示すとおりである。

2 借地契約

発注者が行う用地借地契約については、着工までに契約予定である。

3 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会の上、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙－3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。
- (5) 工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。
なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 支給材料

1 支給材料

支給材料は次のとおりである。

名称	規格	数量 (m ²)	備考
張ブロック	厚さ10cm (0.5m×0.5m以下)	641	測点No. 17+27.59～ 測点No. 27+49.59区間

2 引渡し場所

青森県北津軽郡板柳町夕顔関長田（沿川仮置場敷地内）

3 引渡し時期

監督職員と協議の上、決定するものとする。

第9章 工事中材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS規格品については、産業標準化法（令和元年7月1日施行）に基づき、国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 石材

- 1) 割栗石 径 15cm～20cm 程度
- 2) クラッシャーラン C-40
- 3) 再生クラッシャーラン RC-40

(2) コンクリート二次製品

- 1) 高強度コンクリート矢板
高強度コンクリート矢板は、KC120 を用いるものとする。
- 2) 笠コンクリートブロック H400×B500

(3) コンクリート

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ [°] (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比	セメントの種類に よる記号	使用目的
無筋コンクリート	21	12	25	60%以下	BB	笠コンクリートブロック 中詰めコンクリート

2 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
高強度コンクリート矢板	カタログ、試験成績書、構造計算書
笠コンクリートブロック	カタログ、試験成績書

吸出し防止材	カタログ
袋詰玉石用袋材	カタログ、試験成績書
コンクリート	配合報告書、試験成績書
割栗石	試験成績書
土木シート	カタログ、試験成績書
土のう袋	カタログ、性能証明書

3 監督職員の検査

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合がありますので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材料名	検査項目	備考
高強度コンクリート矢板	外観・寸法	現場搬入時
笠コンクリートブロック	外観・寸法	現場搬入時

4 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
高強度コンクリート矢板	KC120	青森県上北郡六戸町
笠コンクリートブロック	H400×B500	青森県弘前市
再生クラッシャーラン	RC-40	青森県五所川原市
クラッシャーラン	C-40	青森県五所川原市
割栗石	15～20cm	青森県五所川原市
敷鉄板	t=22mm	青森県青森市

第10章 施工

1 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

2 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	法覆護岸工基礎砕石

(2) 建設資材廃棄物等の現場内等利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等について、本現場内で利用可能か否か検討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。

3 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

4 建設資材廃棄物等の搬出

(1) 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物等	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
有筋コンクリート	(有)山勝石材	青森市浪岡大字北中野字上 沢田 122-49	8時～17時	再資源化施設業者
プラスチック廃材	(株)新岡組	北津軽郡鶴田町大字廻堰字 大沢 81-188	8時～17時	再資源化施設業者
浚渫土	(株)丸源産業	つがる市富范町小泉 29-2	8時～17時	最終処分受入れ地

5 土質改良

(1) 紅葉仮置場に存置している掘削土は、本工事で土質改良するものとする。

なお、土質改良に当たっては、セメント系固化材が周辺に飛散することがないように留意するものとする。

- (2) 土質改良に先立ち、配合試験を実施するものとし、配合試験結果に基づきセメント系固化材の添加量を、監督職員と協議するものとする。
- (3) 改良土については、本工事ほか関連工事でも使用する計画としているので、監督職員及び関連工事の現場代理人等と密に連絡を取り、紅葉仮置場からの搬出に支障がないようにしなければならない。
- (4) 土質改良を実施するにあたり、図面のとおり敷鉄板を設置するものとするが、土質改良を進めるにあたり敷鉄板の配置を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

6 土工

(1) 掘削

- 1) 掘削土は、紅葉仮置場に搬出するものとする。
- 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻

- 1) 埋戻は、紅葉仮置場からの搬入土を使用するものとする。なお、搬入土が埋戻に適さないと判断した場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2) 埋戻は、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出しするものとする。
- 3) 埋戻は、事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工しなければならない。

(3) 排出ガス対策型建設機械について

共通仕様書第 1 編 1-1-41 に規定する排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、変更契約の対象となるので、詳細について機械搬入前に監督職員と打合せするものとする。

7 矢板護岸工

- (1) 高強度コンクリート矢板の打込みは、電動式バイブロハンマによる施工を考えているが、土質及びその他現場条件等により施工が困難な場合は、打込み方法について監督職員と協議するものとする。
- (2) 既設軽量鋼矢板は既設笠コンクリート下 20cm で切断することを考えている。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

切断した軽量鋼矢板は、青森県五所川原市広田足代 143-3（相原排水機場敷地内）に搬出するものとする。なお、相原排水機場へ搬出する際に重量を計測した上で、共通仕様書第 1 編 1-1-22 に基づき工事現場発生材報告書を作成し、監督職員に報告しなければならない。詳細については監督職員の指示に従うものとする。

8 原形復旧

管理用道路の復旧及び土木シート等、仮設物の撤去後の後片付けは入念に行わなければならない。仮設用地に係る耕地の原形復旧（耕起・畦畔復旧等）は、次年度に別工事で施工する予定であるが、それ以外の原形復旧は、本工事で行うことで考えている。

第11章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告によるものとする。

2 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができるものとし、黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）～（４）によりこれを実施するものとする。

（１） 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２） 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３） 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４） 写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

3 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という。）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別紙－４の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第12章 情報化施工技術の活用について

1 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。

2 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

3 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

4 貸与資料

基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成時まで監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	令和2年度 全体実施設計浅瀬石川二期地区 中泉幹線排水路調査測量設計業務	
2	令和3～4年度 浅瀬石川二期農業水利事業 中泉幹線排水路調査設計（その1）その他業務	
3	令和5年度 浅瀬石川二期農業水利事業 中泉幹線排水路調査補足設計業務	
4	図面のCAD データ	

5 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。

6 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。

7 情報化施工技術の活用にあつる費用

- (1) 情報化施工技術の活用にあつる費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。
- (2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

第13章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更にあつる主な事項は、次のとおりである。

なお、両者協議のうえ、軽微と認めた事項については、変更しないことがある。

- (1) 土質状況等により構造及び工法を変更する必要がある場合
- (2) 転石が出現した場合
- (3) 既設構造物との接続により、施工内容の変更が生じた場合
- (4) 排水方法の変更及び排水量が著しく増減した場合
- (5) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現による工事等の中止があつた場合
- (6) 除雪量に変更が生じた場合
- (7) 関係機関との協議により変更が生じた場合
- (8) 土砂仮置場を変更する場合及び土砂仮置場の維持管理等に係る変更が必要となつた場合
- (9) 工事現場発生材の搬出場所に変更が生じた場合

- (10) 監督職員が設計変更に必要な調査、測量、設計及び図面作成並びに歩掛調査等を指示した場合
- (11) 異常気象等による急激な出水により、作業工程に支障が生じた場合及び仮締切方法等を変更する必要がある場合
- (12) 架空線等公共物損事故防止対策として、施工機械等の配置・台数を変更する場合
- (13) 工事用道路等の造成に伴う既設水路の撤去・復旧及び保護方法等の変更が必要となった場合
- (14) 工事用道路等の造成において、工事用道路等の構造変更及び付帯工等が必要となった場合
- (15) 既設構造物等の再利用ができなかった場合
- (16) 基礎地盤の土質確認試験等を変更追加する場合
- (17) 地権者との調整により、営農に必要な仮畦畔・田面排水等の造成、借地部の防除及び草刈り等を変更追加する場合
- (18) 工事の支障となる樹木等の伐採材の運搬・処理が必要となった場合
- (19) その他両者協議のうえ、必要と認めた場合

第14章 その他

1 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成のうえ、合意した単価合意書は、公表するものとする。

2 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

- 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - (ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - (イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - (ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書 様式6ー

1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権

利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 39 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部

4 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

5 ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

6 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手（準備を含む）前および新工種発生時等、受発注間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局参事官（議長）・関係課職員、事務所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議のうえ、開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）、（3）及び（4）の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

7 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日}^{\ast 1} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の測定方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法 (昭和 27 年法律第 165 号) に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast 2}$$

※ 1 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える。

※ 2 補正係数 : 1.2

8 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境 (トイレ・更衣室) の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) 1) (ア) ~ (カ) の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境 (快適トイレ) の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

1) 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式(洋風)便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- (ス) 擬音装置(機能を含む)
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置場(トイレットペーパー予備置き場等)

2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付属品として備えるもの】(キ)～(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量のうえ、限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本項の対象外とする。

9 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

10 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと

認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。
- 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	週単位の週休2日	月単位の週休2日
	現場閉所1週間に2日以上	現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。

週単位の週休2日を達成した場合は、上記1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増

額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		月単位
鉄筋工（ガス圧接）	—	1.01
構造物取壊し工	機械	1.01

11 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

12 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象と

しない。

- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

13 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - 運搬費：建設機械の運搬費
 - 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用

の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15 CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

16 部分払いについて

本工事において、中間前金払いに代わり、既済部分払いを選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払いや、設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙－5「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

17 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。

[事業(務)所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。

- | |
|--|
| <p><input type="checkbox"/>令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/>令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。</p> |
|--|

第15章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙-1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)掘削工	浚渫土撤去			
土砂掘削	浚渫土	m ³	209	
浚渫土預土	仮設ヤード	m ³	209	
(2)河床洗掘部埋戻し				
河床洗掘部埋戻し	割栗石 15~20cm	m ³	378	
2. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工	既設護岸工			
コンクリート構造物取壊し	制約無、有筋	m ³	47	
ガス切断	軽量鋼矢板 3~7mm	m	429	
殻運搬	有筋	m ³	47	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	有筋	m ³	47	
鋼矢板運搬		ton	6.740	
3. 矢板護岸工				
(1)作業土工				
床掘り		式	1	
土砂等運搬	左岸現場から紅葉仮置場へ	m ³	92	
土砂等運搬	右岸現場から紅葉仮置場へ	m ³	83	
整地	紅葉仮置場	m ³	175	
土砂等運搬	紅葉仮置場から右岸現場へ	m ³	110	
埋戻	構造物周辺	式	1	
埋戻	B<1.0m	式	1	
法面整形	切土部	m ²	230	
法面整形	盛土部	m ²	300	
(2)笠コンクリート工				

別紙-1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
笠コンクリートブロック	H400×B500×L2000	m	291.00	
養生・冬期割増	中詰コンクリート	式	1	
(3)矢板工				
コンクリート矢板打設工	KC120 L=5.0m	枚	291	
吸出防止材	t=10mm	m ²	29	
4. 法覆護岸工				
(1)作業土工				
床掘り	法面	式	1	
土砂等運搬	張ブロック現場から左岸 ヤードまで	m ³	116	
土砂等運搬	張ブロック現場から右岸 ヤードまで	m ³	44	
預土	仮設ヤード	m ³	160	
(2)コンクリートブロック工	張ブロック工			
コンクリートブロック張り		m ²	641	
張ブロック運搬	沿川仮置場から現場へ (500mm×500mm)	枚	2,049	
張ブロック運搬	沿川仮置場から現場へ (500mm×250mm)	枚	1,025	
5. 根固め工				
(1)袋詰玉石工				
袋詰玉石工	1t、割栗石15~20cm	袋	172	
6. 土質改良工				
(1)土質改良工	紅葉仮置場			
安定処理	セメント系固化材(特殊 土用) H=1.0m	m ²	4,678	
7. 仮設工				
(1)仮設道路工	土木シート			
安定シート	設置~撤去 980N/5cm以 上	m ²	2,397	
安定シート	設置 980N/5cm以上	m ²	1,148	

別紙-1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
安定シート	撤去 980N/5cm以上	m ²	679	
(2)仮設道路工	工事用道路 左右岸			
土砂等運搬	紅葉仮置場から右岸現場へ	m ³	86	
路体造成	1.0 ≤ B < 2.5	m ³	78	
路体造成	2.5 ≤ B < 4.0	m ³	8	
路体撤去		m ³	88	
土砂等運搬	左岸現場から紅葉仮置場へ	m ³	31	
土砂等運搬	右岸現場から紅葉仮置場へ	m ³	57	
整地	紅葉仮置場	m ³	88	
敷鉄板	左岸	m ²	436	
敷鉄板	右岸	m ²	450	
(3)仮設道路工	車廻し 2箇所			
土砂等運搬	紅葉仮置場から左岸現場へ	m ³	67	
土砂等運搬	紅葉仮置場から右岸現場へ	m ³	71	
路体造成	4.0 ≤ B	m ³	138	
路体撤去		m ³	138	
土砂等運搬	左岸現場から紅葉仮置場へ	m ³	67	
土砂等運搬	右岸現場から紅葉仮置場へ	m ³	71	
整地	紅葉仮置場	m ³	138	
敷鉄板	左岸	m ²	159	
敷鉄板	右岸	m ²	159	
水路保護工	左岸	m	18.3	
水路保護工	右岸	m	16.0	
(4)仮設道路工	左岸分解・組立ヤード			
路体撤去	左岸(土砂)	m ³	212	

別紙-1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
土砂等運搬	左岸現場から紅葉仮置場へ	m ³	212	
整地	紅葉仮置場	m ³	212	
敷鉄板	左岸	m ²	531	
水路保護工	左岸	m	24.0	
(5)仮設道路工	右岸分解・組立ヤード			
土砂等運搬	紅葉仮置場から右岸現場へ	m ³	209	
路体造成	4.0≦B (右岸)	m ³	209	
路体撤去	右岸 (改良土)	m ³	209	
土砂等運搬	右岸現場から紅葉仮置場へ	m ³	209	
整地	紅葉仮置場	m ³	209	
敷鉄板	右岸	m ²	269	
水路保護工	右岸	m	34.0	
(6)仮設道路工	第1-2号工事用進入路 (右岸)			
土砂等運搬	紅葉仮置場から現場へ	m ³	135	
路体造成	4.0≦B	m ³	135	
路体撤去		m ³	135	
土砂等運搬	現場から紅葉仮置場へ	m ³	135	
整地	紅葉仮置場	m ³	135	
敷鉄板		m ²	115	
水路保護工		m	12.0	
(7)仮設道路工	水田進入路 (2か所)			
路体撤去		m ³	36	
土砂等運搬	左岸現場から紅葉仮置場へ	m ³	36	
整地	紅葉仮置場	m ³	36	
敷鉄板	水田進入路 1	m ²	49	

別紙-1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
敷鉄板	水田進入路 2	m ²	43	
水路保護工	水田進入路 1	m	4.4	
水路保護工	水田進入路 2	m	4.3	
(8)仮設道路工	仮設耕作道			
土砂等運搬	紅葉仮置場から現場へ	m ³	316	
路体造成	2.5 ≤ B < 4.0	m ³	316	
路盤造成	敷砂利 C-40 t=100mm B=2.5m	m ²	798	
水路保護工		m	5.6	
(9)仮設道路工	紅葉仮置場			
敷鉄板		m ²	257	
(10)仮畦畔撤去工				
仮畦畔撤去		m	264.0	
(11)仮設土留・仮締切工				
土砂等運搬	紅葉仮置場から左岸現場へ	m ³	28	
耐候性大型土のう	製作・設置 (左岸)	袋	34	
耐候性大型土のう	移設 (撤去・再設置) (左岸)	袋	136	
耐候性大型土のう	撤去 (再利用) (左岸)	袋	34	
大型土のう現場内小運搬	左岸現場から右岸現場へ	袋	34	
耐候性大型土のう	設置 (再設置含む) (右岸)	袋	34	
耐候性大型土のう	移設 (撤去・再設置) (右岸)	袋	142	
耐候性大型土のう	撤去	袋	34	
土砂等運搬	右岸現場から紅葉仮置場へ	m ³	28	
整地	紅葉仮置場	m ³	28	
(12)排水処理工				
本体護岸工	釜場設置・撤去、ポンプ 運転、ポンプ設置・撤去	箇所	11	

別紙-1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(13)安全費				
交通誘導警備員		人	138	
(14)除雪工				
構造物周辺		m3	98	
土工部		m3	590	
仮設ヤード		m3	6,700	
工事用道路		m3	1,280	
(15)雪寒仮囲い工				
雪寒仮囲い設置・撤去	Pタイプ：笠コンクリートブロック	式	1	
雪寒仮囲い仮設材	Pタイプ：笠コンクリートブロック	式	1	
(16)産業廃棄物処理工				
廃プラスチック処分	土木シート類	m3	9.2	
廃プラスチック処分	土のう袋	m3	0.4	
土砂受入れ費	浚渫土	m3	209	
8. その他				
(1)運搬費				
重建設機械分解・組立・輸送	クローラクレーン	台	1	
重建設機械分解・組立・輸送	クローラクレーン 現場内の移動	台	1	
重建設機械分解・組立・輸送	超ロングアームバックホウ	台	1	
仮設材輸送	敷鉄板（冬期割増あり）	式	1	
仮設材輸送	敷鉄板（冬期割増なし）	式	1	

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	
工事場所	
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工事の始期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。

② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。

③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

(1) 適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

(2) 機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用には、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－1のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－1 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5年
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード	10年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

(記載例)

(○) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の内の文を記載するものとする。

(記載例)

第〇条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能のように、工事請負契約書第37条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第37条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切り捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第41条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切り捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第34条に示されている前払金の支払いについては、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第40条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

(前金払)

- 第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。
 - 4 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、

工期270日以下の工事については、61日以上)経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 5 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項から第5項までの規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第35条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

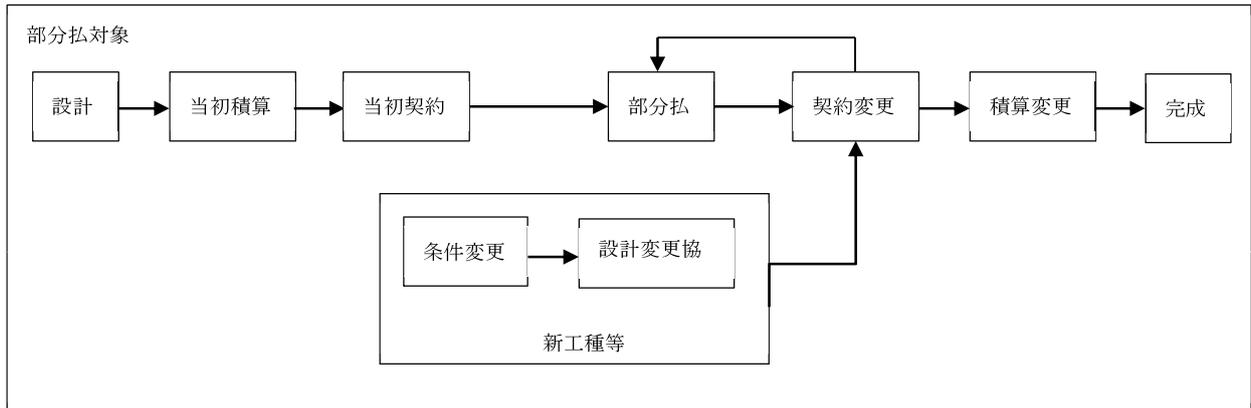
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第37条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の 内の文を記載するものとする。

(記載例)

(○) 一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）

の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の

検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要のある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成21年4月1日以降手続を開始する契約から適用する。

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、 ○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第 34 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙 2 は 2 割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙 3 については、本工事の進捗額が請負代金額の 10 分の 2 以上であること、若しくは、工期 121 日以上経過（ただし、単年度工事の工期が 270 日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の場合、並びに国債工事の中間年度の場合については、工期が 61 日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者に認定を受け、認定通知書を受領したのち、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書 40%以内）は契約原本として保管。別紙 2 及び 3 は、支払に使用。

※ 前払金保証書は 1 枚とする。（2 回保証書をつくる必要はない。）

別紙 2 (4割以内の前払金請求書とともに提出)

年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

前 払 金 請 求 書 (I)

¥

(工事請負契約書第34条第3項の請求金額)

ただし、 ○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口座 名義		

別紙 3 (出来高認定書受理後に提出)

年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

前 払 金 請 求 書 (Ⅱ)

¥ (工事請負契約書第 34 条第 5 項の請求金額)

ただし、 ○年度 ○○○○○工事

1. 請 負 代 金 額 ¥

2. 前 払 金 請 求 額 ¥

3. 受 領 済 前 払 金 額 ¥

4. 未 受 領 前 払 金 額 ¥

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口座 名 義		

年 月 日

契約担当官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

出 来 高 認 定 請 求 書
工 事 期 間

- 1. 工 事 名 ○年度 ○○○○○工事
- 2. 工 事 場 所
- 3. 請負代金額 ¥
- 4. 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第 34 条第 4 項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料(出来高報告書、履行報告書等)を添付すること。
(請負代金額の 10 分の 2 以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期 121 日以上経過(ただし、単年度工事の工期が 270 日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が 180 日以下の場合、並びに国債工事の中間年度の場合については、工期が 61 日以上経過)の場合)

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

年 月 日

受注者 殿

(契約担当官等の官職氏名) 印

工事用地図

 工事用地等

